

板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助要綱

(平成24年 7月12日区長決定)

(平成25年 4月 1日改正)

(平成26年 9月12日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区（以下「区」という。）が、低所得で身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者が、日常生活における支援を受けながら安心して生き生きと明るく暮らせるよう低額な料金で入居できる都市型軽費老人ホームの整備を行う法人に対し、整備に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて必要な事項を定め、都市型軽費老人ホームの整備を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助対象者は、次に定める都市型軽費老人ホームの運営事業者とする。ただし、法人住民税を滞納していないものであり、補助金の目的と補助制度を十分に理解し、補助金を適正に管理・運営できると認められる法人とする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人
- (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合
- (8) その他の法令に基づき法人格を与えられた者であって、板橋区長が適当であると認めたもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、区が申請する国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱のうち先進的事業支援特例交付金の補助対象とされた「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)」第34条に定める都市型軽費老人ホーム整備事業とする。

(補助対象経費及び交付額)

第4条 この補助金の補助対象経費及び補助金の交付額は、別表の第2欄に定める交付基準単価に第3欄に定める単位の数(ただし、20床を上限とする。)を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

2 国の予算の範囲内で交付する。

3 前2項の交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の完了時期)

第5条 この補助事業は、工事着工年度内に完了しなければならない。ただし、区長が特に認めた場合には、2か年以上の継続完了を認める。

(補助対象除外)

第6条 次に掲げる場合は、この要綱に基づく補助の対象としない。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

(2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(3) その他整備費として適当と認められない費用

(協議)

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、区長と事前に協議しなければならない。

(交付申請)

第8条 この補助金の交付を受けようとする者は、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第9条 区長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、補助金の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知し、適当と認められない場合は補助金の不交付決定をし、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金

不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

（変更交付申請）

第10条 補助事業者が、前条の交付の決定後、事情の変更により、申請の内容を変更して追加の交付申請等を行う場合の手続きは、別に定める日までに、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金変更交付申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。この場合において、交付の決定については前条に準ずるものとする。

（補助条件）

第11条 この補助金の交付の決定には、別記の補助条件を付すものとする。

（交付時期）

第12条 この補助金は、補助事業が完了した後、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了した後、に交付する。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して3週間を経過した日、補助事業の中止、廃止の承認を受けた場合には当該承認通知を受理した日から起算して3週間を経過した日又は交付決定に係る会計年度の終了日のいずれか早い日までに、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に、関係種類を添えて、区長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により通知する。

（交付請求）

第15条 補助事業者は、交付決定に係る補助金を請求するときは、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金交付請求書（別記第7号様式）に関係書類を添えて、区長に提出するものとする。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第16条 補助事業者は、第11条に規定する別記補助条件16に基づく報告を、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第8号様式）により行うものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、適用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年9月12日から施行する。

別記

補助条件

板橋区が民間事業者（以下「補助事業者」という。）に補助する事業について、区長は、補助事業者に対し次の条件を付すものとする。

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

2 承認事項

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、補助事業者はあらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(ア)又は(イ)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(ア) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(ウ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 補助事業の遂行命令

(ア) 5による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、区長は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じることがある。

(イ) 補助事業者が、(ア)の命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命じることがある。

5 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に指定する期日までに、速やかに実績報告書に必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

6 補助金の額の確定

区長は、5の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

7 是正のための措置

(ア) 区長は、6の審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認められるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置を取るべきことを補助事業者に命じることがある。

(イ) 5の実績報告は、(ア)の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

8 決定の取消し

(ア) 区長は、補助事業者が次のaからcまでのいずれか一に該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

a 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

b 補助金を他の用途に使用したとき。

c 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(イ) (ア)の規定は、6により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

9 補助金の返還

(ア) 区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(イ) 6により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

10 違約加算金及び延滞金

(ア) 補助事業者は、8により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(イ) 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

11 他の補助金等の一時停止等

補助事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、区長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

12 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並び

に補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に準拠し、ここに定める期間を経過するまで、区長の承認を受けずに、この補助事業の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

13 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が区長の承認を受けて12の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は、この収入の全部又は一部を納付させることがある。

14 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

15 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

16 帳簿の整理

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（区補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

17 消費税等に係る税額控除の報告

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

また、区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

18 寄付金収入の制限

(ア) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(イ) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便はがき等寄付金配分金、日本船舶振興会又は事業所内保育施設設置・運営等助成金並びに病院内保育所施設整備事業の補助金の交付を受けてはならない。

19 対象経費の重複

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、日本船舶振興会又は、事業所内保育施設設置・運営等助成金並びに病院内保育所施設整備事業の補助金の交付を受けてはならない。

20 第三者委託の禁止

事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることはできない。

21 事業実施のための契約手続

補助事業者が事業を行うために締結する契約については、板橋区都市型軽費老人ホーム整備にかかる入札取扱基準に基づき行うこと。ただし、特別養護老人ホーム等との併設の場合は、特別養護老人ホーム等の入札基準をもってこの補助事業の入札基準とする。

22 その他

補助事業者がこの要綱に定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を区に納付させることがある。

別表（第4条関係）

（交付額算定）

1 区分	2 交付基準単価 (1床あたり)	3 単位	4 対象経費
都市型軽費老人ホーム	1, 640千円	整備床数	<p>先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、区長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を言い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

第1号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

印

板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金交付申請書

標記の件について、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 施設名称 _____

(添付書類)

- (1) 交付申請額算出内訳表 (別紙1)
- (2) 先進的整備事業計画書 (別紙2)
- (3) 図面 (配置図、平面図、立面図)
- (4) 現地写真
- (5) 公図
- (6) 登記事項証明書 (土地)
- (7) 工事契約書の写し
- (8) 事業費内訳書
- (9) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し (いずれも直近のもの)
- (10) その他参考となる資料

第2号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円
- 2 補助条件 別記のとおり

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金について、下記の理由により不交付決定したので通知します。

記

(理 由)

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者

印

板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた標記の補助金について、下記のとおり変更交付を申請します。

記

- 1 申請額 金 _____ 円
- 2 施設名 _____

(添付書類)

- (1) 変更交付申請額内訳表 (別紙1)
- (2) 先進的整備事業計画書 (別紙2)
- (3) 図面 (配置図、平面図、立面図)
- (4) 現地写真
- (5) 公図
- (6) 登記事項証明書 (土地)
- (7) 工事契約書の写し
- (8) 事業費内訳書
- (9) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し (いずれも直近のもの)
- (10) その他参考となる資料

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者 印

板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のあった、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金に係る事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 精算額 金 _____ 円

2 施設名 _____

(添付書類)

(1) 確定額算出内訳表 (別紙1)

(2) 実績報告書 (別紙2)

(3) 図面（配置図、平面図、立面図）

(4) 現地写真

(5) 公図

(6) 登記事項証明書（土地）

(7) 工事契約書の写し

(8) 事業費内訳書

(9) その他参考となる資料

第6号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金確定通知書

年 月 日付で交付決定した、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

- | | | | | |
|---|-------|---|-------|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 | 返還額 | 金 | _____ | 円 |

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

(宛先)板 橋 区 長

所在地
法人名
代表者 印

板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金交付請求書

年 月 日付で交付決定のあった、板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 施設名 _____

(添付書類)

(1) 支払金口座振替依頼書

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

第8号様式（第16条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地
法人名
代表者

印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた平成 年度板橋区都市型軽費老人ホーム先進的整備事業補助金について、交付決定に付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金確定額 金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要補助金返還相当額）

金 _____ 円

3 その他参考となるべき書類（2の積算内訳等）